

## 会 議 録

会議の名称	令和2年度第3回枚方市社会福祉審議会
開催日	令和2年11月13日（金）午後3時～午後5時
開催場所	枚方市役所 第3・4委員会室
出席者 （参加委員）	上野谷加代子委員長、肥田時子副委員長、明石隆行委員、 安藤和彦委員、石田慎二委員、大西雅裕委員、岡崎成子委員、 河野和永委員、佐藤嘉枝委員、武正行委員、富岡量秀委員、 長尾祥司委員、畑中光昭委員、原啓一郎委員、藤本良知委員、 三田優子委員、関容子委員、眞下益委員
欠席者	所めぐみ副委員長、橋本有理子委員、三戸隆委員
案件名	1. 枚方市成年後見制度利用促進基本計画の素案について
提出された資料等の 名称	次第 資料1. 枚方市成年後見制度利用促進基本計画（素案） 参考資料1. 成年後見制度利用に関する事例
決 定 事 項	・資料1 枚方市成年後見制度利用促進基本計画（素案）につい て、審議会での意見を受け、必要な検討・修正を行い、再度委員 に送付し確認する。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の 別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	なし
所管部署（事務局）	健康福祉部 健康福祉総務課

審 議 内 容	
発言者	発言内容
委員長	定刻になりましたので、ただいまから令和2年度第3回枚方市社会福祉審議会を開催いたします。では、本日の審議会の委員の出席状況について、事務局から報告をお願いいたします。
事務局	ただ今の出席委員は18人です。 臨時委員2名を含めた委員定数21人のうち、2分の1以上の出席をいただいておりますので、枚方市社会福祉審議会条例第7条第3項の規定により、審議会が成立していることをご報告いたします。
委員長	次に、本日の傍聴者について、事務局から報告をお願いします。
事務局	本日の傍聴者はございません。
委員長	それでは、案件に移りたいと思います。 このたびは宿題を出ささせていただきましたところ、本当にお忙しいにもかかわらず、委員の皆さま方から、いい事例を出していただきました。 今回の枚方市成年後見制度利用促進基本計画をつくるに当たっては、やはり日々、その当事者に接していらっしゃる方たちからの事例を出していただき、いい点、あるいは課題等をここで考えながら、計画に盛り込もうということでございます。 今日は、時間がそれほどございませんが、少し簡単には、それぞれの委員から要点や計画に反映したいという点について、ご意見を頂戴したいと思います。 それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	<参考資料1に基づき説明>
委員長	それでは、事例をご提出いただいた方にご説明をお願いしたいと思います。  <参考資料1に基づき事例の共有>
委員長	今出てきましたような事柄を頭に入れながら、このあとご検討いただきます基本計画を見ていくということで、よろしいですか。 それでは、計画素案は初見になりますので、少し丁寧に説明をしていただきたいと思います。よろしくどうぞ。

事務局	<p style="text-align: center;">＜案件1について、資料1に基づき説明＞</p>
委員長	<p>ありがとうございました。特に19ページの計画課題以降ですね、今日、事例を発表していただいたことを反映できている部分とできていない部分がありますので、ご意見を頂戴したいと思います。</p> <p>なお、前半のデータなどについても、ご質問がありましたらどうぞおっしゃってください。</p>
委員	<p>計画は非常にコンパクトに分かりやすくまとめられていて、難しい用語も使っておられないので理解しやすいと思います。また、4章以降に取組一覧を付けていただいて、大変工夫されていて、ここも非常に分かりやすいかなと思っています。</p> <p>何点かご検討いただきたいことがあります。4ページに成年後見制度の説明があるのですが、法定後見人の職務が書かれていないので、財産管理と身上保護という法律行為について加えられたらどうかと思います。</p> <p>それから8ページ、9ページですけれども、障害者手帳の交付者数が書かれているのですが、最近、地域移行がずいぶん進んでおりますし、グループホームで生活される方がおられますので、そういった方にはかなり地域後見のニーズが高いと思いますので、そういうデータも要るのではと思います。</p> <p>9ページは、成年後見制度のニーズが高くなる一人暮らし高齢者、一人世帯、それから夫婦二人世帯も出てきますので、そういった世帯のデータも要るのではないかと思います。</p> <p>17ページですが、真ん中の成年後見人等と本人との関係。端的に申しますと割合が間違っています。司法書士は、計算していただいたら37.8になるはずですが。なぜ分かったかという、私は他のデータをつくっていて、司法書士が一番高く38%ぐらいというのを知っていたからです。</p> <p>それから、19ページの課題4ですけれども、2行目の最後の方から、専門職後見人の数には限りがあることから、担い手の不足が懸念されています。2行目の最後から、法人後見や市民後見人などの後見活動の担い手の確保は必要ですと。つまりこれは、専門職の担い手が足りない、法人後見や市民後見人を確保すると読めるんですけれども、そういう一面は確かにありますが、上位計画の地域福祉計画では地域共生社会をうたっていますし、地域福祉もそうですし、それから、素案の副題も「誰もが自分らしく暮らすために」というのがありますし、20ページの基本目標についてもそういうことが書かれていたりします。それから、28ページの「第4節：制度</p>

	<p>の担い手の確保」のところにも、地域で共に支え合うというふうな、地域共生社会の文言が載っていますので、確かに成年後見人が不足するというのも一面ですけれども、この計画をつくるのはそのためではないし、担い手を確保するのもそのためだけではないと思いますので、非常に根本的な部分なので、もう一度事務局で全体の整合性と合わせて、ご検討いただけたらと思います。</p> <p>それから、24 ページですけれども、二つの四角があって、四つの機能があって、④番目に後見人支援というのがあるんですけども、不正防止効果というのは、この四つの機能から矢印が下りてくるのではなくて、④番の後見人支援をすることによって不正防止効果が得られると、国の指導ではそうなっていると思いますので、ご確認をお願いしたいと思います。</p> <p>それから、その下の成年後見制度利用促進連携協議会（仮称）のイメージですけれども、これは中核機関の中に置かれる協議会のことだと思うんですが、この図の中にはそういった表示がないので、この協議会はどこにあるんだという疑念が湧いてきます。それと合わせて上の三つの役割の中に協議会を運営するための事務局ということがありますので、この三つの役割の②の協議会と、この下の図の協議会が一緒だということがきちんと分かるようにしておいていただいた方がいいのかと思います。</p> <p>最後、29 ページ。PDCA はどこでも使われていて皆さん方ご存じだと思うんですけども、知っておられる市民ばかりではないので、非常に分かりやすく書かれていて説明もしていただいているんですが、英語の「Plan Do Check Action」に片仮名を入れておいてもらったら良いと思いますし、本文の PDCA の後ろにかっこで「Plan Do Check Action」を入れていただくとより良いと思います。すみません、たくさん言いました。以上です。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。重要な指摘をしていただいています。特に「限りがあることから」というのは、いろいろな選択肢があるわけですから、そういう意味においては重要なご意見ですね。事務局答えますか。どうぞ。</p>
事務局	<p>たくさんのご意見ありがとうございます。1点だけご説明をさせていただきたいところがございます。17 ページをお開きください。成年後見制度の担い手の、成年後見人等と本人との関係の割合のところについてですけれども、最高裁判所の資料を元に作成をしております、割合が違うとご指摘いただいたところにつきましては、親族と親族以外に分けていて、親族以外の内訳に弁護士、司法書士と入っています。親族以外のそれぞれの種類の合計数が 78.2%にな</p>

	<p>るように再計算して掲載をしております、最高裁判所が公表している資料から一つ計算を入れていますので、公表されている数値と若干異なっているというところはございます。</p>
委員	<p>でもこれを計算すると、27,930 分の 10,539 は 29.5 にはならないですよ。</p>
事務局	<p>こちらの計算は、親族と親族以外を合計した 35,709 を分母としておりまして、計算式としましては、例えば弁護士で申し上げますと <math>7,763 \div 35,709</math> で 21.7% という計算になるかたちになります。そのように、事務局の方で計算して記載をしております。</p>
委員長	<p>表を横に出してくれたらいいんですね。</p>
委員	<p>そうですね。</p>
事務局	<p>ほかにご意見いただいた点につきましては、再度事務局の方で確認、検討させていただきます。どうもありがとうございます。</p>
委員長	<p>他はいかがですか。</p>
委員	<p>進行のことですが、素案は今日確定するんですか。</p>
事務局	<p>本日この会議の中で素案に対してご意見を頂戴できたと思うんですけども、会議終了後にお気づきの点がありましたら、11月18日水曜日までにご連絡をいただきましたら、必要な反映をさせていただきますと考えております。</p> <p>後ほど、今後のスケジュールのご説明をさせていただきますが、12月1日からパブリックコメントを実施いたしまして、広く市民の皆さんからご意見を頂戴したいと考えております。</p> <p>そのパブリックコメントに向けて、本日から18日水曜日までにいただいたご意見を反映させたものを、パブリックコメントとして実施したいと考えております。会議終了後でもお気づきの点があれば、事務局にご連絡いただけたらと考えております。</p>
委員長	<p>次の審議会は1月19日ですね。だから、決定はここでしたいわけですね。</p>
事務局	<p>パブリックコメント実施後に、次回、第4回審議会を1月19日に行いますので、そこで再度計画案についてご審議をいただきまし</p>

	<p>て、可能であればその日に答申をいただくか、ご意見などがありましたら委員長一任の下で、後日答申をいただけたらと考えております。</p>
委員長	<p>それを踏まえて、どうぞ。</p>
委員	<p>全体会議で議論するのはこれが最後だということですね。あとは個別で意見を聞かせていただいて、修正していくということですか。</p>
事務局	<p>もう一度、第4回、1月19日の審議会の中でも計画案の方はご審議いただけたらと思いますので、その時点でもご意見をいただけたらと考えております。</p>
委員長	<p>ただし、パブリックコメントをしますので、パブリックコメントで、この案件に関しては、いろいろな団体からご意見があると思いますので、かなり修正を要するのではないかと考えております。ですから、1月19日にはだいたい決めておきませんかと答申に持っていきませんので、という段取りになります。</p>
事務局	<p>事務局から補足させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>パブリックコメントに出しますので、社会福祉審議会としての最終案ということになります。市民にご意見を聞くということになりますので、議論はできるだけ本日のこの場でしていただき、中をじっくり読んでいただきまして、来週までにご意見を頂戴したいと思っております。その後パブリックコメントにかけさせていただいて、そこで出てきました市民のご意見に対して、このようにさせていただきますという案を事務局でつくらせていただいて、1月19日にまた皆さまにご審議いただければと考えております。</p>
委員長	<p>はい、いかがでしょう。</p>
委員	<p>結構です。</p>
委員	<p>23ページですけれども、たぶんそうはならないだろうと思っておりますが、一応言っておきます。まず中核機関として、なぜこれからつくるのに成年後見支援センターなのか。権利擁護支援センターではなくて、成年後見に特化したセンターになるのかというのが一つ疑問です。</p> <p>成年後見センターは全国に幾つかありますが、かなり以前につくら</p>

れたもので、今はもう後出しになるというか、これからつくるんだったら権利擁護支援センターがいいと私は思います。なぜかという、成年後見だけだと、この人は生活支援だとかこっちの支援が必要だという人が出てきたときに、それをどこかに投げて終わってしまう可能性があるんですね。成年後見に特化しているということ自体がちょっと古いような気がします。

それとネットワークのイメージ図ですけど、次のページの 24 ページの一番下、協議会のイメージと合わせて、ちょっと図の意味が分からなくて。協議会というのがとにかく中心にあって、大阪府、枚方市、中核機関とあって、すごく狭い感じの流れだけしかないみたいに見えます。私のイメージでは、ネットワークのバックでいろいろなものを調整したり、コーディネートしたり、先ほど、委員が事例で言ってくさったような、ああいう動きやすいネットワークを誰が調整して、招集するのかなというのが決まっていなくて、よほど素晴らしい後見人でないと支援はできないんですよ。それを誰がやるのかといったときに、年に何回か開かれる協議会がそんなことはできないと思うので、中核機関が本格的に権利擁護のいろいろなことを進めていくという絵になると思います。ここにおまけのように「中核機関」と書いてあるのはちょっと違うのでは。それと、これはただ疑問に思っているんですけど、いったい中核機関はどこが担うんだという、本質的な問題ですが。行政からぼんと投げられて、さあ、お願いしますと行って、果たして動きだせるのだろうか。どこがやるにしても結構大変だと思うので、そのためのプロセスの絵みたいなものを描かれているのかなというのが疑問です。

24 ページは、先ほども意見を言われたように、中核機関も社協も民生委員も一つの束になっていて、誰も責任を取らないように見えてしまいます。こういう絵を出したら中核機関も困るし、チームとして加わった人はいったい誰が音頭を取って、誰が最後まで見届けるのかということが分かりづらんですよ。中核機関と協議会のすみ分けを、きっちりとした絵を描いていただきたい。

むしろ実動部隊は中核機関だと私は思っているんで、そのために中核機関にどんな人を置いて、どんな体制でバックアップしてという絵を描かないと、どこが受けるんだろうなと思いました。

最後ですが、28 ページの担い手の確保というところですけども、確認ですがこれはどこがやるんですか。市民後見人の養成とか、法人後見への支援とか、とても大事なところですけど、説明を聞いていると協議会がやるのか、枚方市がやるのか、中核機関がやるのかが私には分からなくて。ただ、これはおそらく中核機関がやるべきものだと私は思っていますが、これも含めて中核機関はすごく大事で、準備にはちょっと時間がかかると思います。そのとき

	<p>に、障害と高齢と、先ほどのどこかの絵にも分けて描いてありましたけど、問題は結構一緒になっていることが多くて、障害のある人のところに高齢者がいるとか、逆の場合もあったりするので、先ほどの 23 ページの図も、チームが両方一緒になるような絵が欲しいなと思いました。以上です。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございます。他はいかがですか。</p>
	<p>この基本計画とはちょっとずれるかもしれませんが、この成年後見制度の制度自体にちょっと意見があります。</p> <p>市民後見人について、先ほどの事例の中でも出てきましたが、どうも市民後見人に対する違和感みたいなものを受けました。</p> <p>違和感を覚えているというのは市民後見人の身分の問題で、確かに家庭裁判所が選任するということでは、それなりのかたちをとられて選任された人だと思いますが、私は保護司や人権擁護委員をやっておりまして、対象者に対して、はっきり私の身分は特別職の国家公務員ですと言うんです。これを言わないと、相手は、どういう身分の人で、どういう責任を持った人かというのがはっきりわからないので。この市民後見人ということに関して違和感があるのは、もうちょっと選任以上の何か身分というか、規定なり、はっきりしたものが要るのではないかと思います。</p> <p>参考までに、保護司の場合は非常勤の国家公務員です。これははっきりと身分証にも載っています。人権擁護委員も特別職の国家公務員。民生委員は皆さんもご存じのように特別職の地方公務員。ただ、行政相談員については民間の有識者ということにとどまっていますけれども。</p> <p>特に後見人は、権利行使の代行をされるわけですから、少なくとも制度として理論的な規定の仕方をもうちょっとはっきりさせる必要があるのではないかと。この計画の審議の中でちょっと違和感があるかもしれませんが、こういう機会に意見として言わせていただきたいと思いました。</p>
<p>委員長</p>	<p>枚方市として、市民後見人に対して特別何か思い入れはありませんか、というご意見です。制度的に条例でも、あるいはこの審議会の中でも可能ではないかと。今回はちょっと日程的に無理かもしれませんが、そういうご意見と承りましたがそれでよろしいですか。</p>
<p>委員</p>	<p>家庭裁判所が選任するわけですから、どういう身分なのかという規定は必要だと思うんです。</p>

<p>委員長</p>	<p>市民後見人に関しては、各市において有給の場合と無給の場合がありまして、それはいろいろです。</p> <p>私はこの中核機関設立準備委員会みたいなものを別につくられるのかなと思っていたんですけど、それは違うのですか。</p> <p>この審議会で答申が出た後、準備委員会のようなものがあって、そこで、中核機関にどんな人をどんな感じで配置するというのを決めていくのではないんですか。どこかが一手に受託するような感じですか。他はだいたいそういう作法で動くから、審議会が終わってから設立に関しては、いま、委員がおっしゃったように、いろいろもっと準備しないといけないことがあると思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>中核機関につきましては、直営または委託ということで検討しているところではございますが、その過程の中でどこが担うのかということ、その後に協議会等の構成をどうするかたちで進めていくのかということは現在検討しています。</p> <p>中核機関をつくって、すぐ協議会ができるというふうには思っておりませんで、準備が必要だと認識しています。</p>
<p>委員</p>	<p>中核機関を位置付ける前に準備の手順はどこかにあるんですか。その交渉・準備が一番山なのかもしれませんが。</p>
<p>委員長</p>	<p>委託するにしても、どんな役割をするのかということをもものすごく細かくやりますでしょう、行政というのは。その前提として、機能と役割が 24 ページに書いていますよね。三つの役割と四つの機能が書いていて、広報、相談、成年後見、後見人支援。その中身をもうちよっと丁寧にしておかないと困りませんかという心配です。相談の、例えば専任で置くのか、非常勤で全部するのかと、手法はいろいろありますよね。そういうのは行政が考えるということですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>中核機関を設置する、その中身をどういうふうにしていくかということは検討しつつありますが、ただ、そのために何か専門の委員会、こういった協議の場を設けるといったところまでは、現時点では考えていない状況になります。今後検討していきたいと思っています。計画を今年度策定して、来年度中に中核機関を立ち上げる予定です。</p>
<p>委員長</p>	<p>来年度中ですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>中核機関の設置については、この計画策定と同時並行で進めてお</p>

<p>委員</p>	<p>り、4月1日から立ち上げるのは難しいと考えていますので年度内のどこかでとなります。計画と同時並行で進んでいますので、そういった準備会を別途立ち上げてというところまでは、まだ検討できていないという状況です。</p> <p>例えば、他市のことを言って申し訳ないのですが、堺の場合は、結果的には社協が受けたわけですが、ただ、受ける方もびくびくだし、市の思いと、受ける側の思いと、それから関係機関とか支援者それぞれの期待がバラバラで、それを調整する段階がすごく大事だったんです。いきなり動きだしたら動かないんです。そのための準備委員会みたいものに、先生に来ていただいて率直に言い合って、こんなふうにやっていったらどうだろうとしたわけです。</p> <p>行政と社協との間でもそれぞれ意見があったものですから、その調整をしないと、動きだしてからが大変なんです。来年度に動き出すということはもう1年ないわけですよ。堺ではその準備に1年以上かけたものですから。</p>
<p>委員長</p>	<p>そうでないと委託のお金が決まらないですよ。弁護士会、司法書士会などの専門部隊の人たちを集めて準備会をしないと進まないというのが現実だと思います。</p> <p>審議会の会長が今頃になってこんなことを言っていたらいけません、当然それがあると思っていたので、わりとここはふわっとしたもので大丈夫だと思っていたんです。準備会がなかったら、このままどこかに受託というのは、受けた方はすごく気の毒じゃないですか。枚方市のやり方があるとは思いますが。</p> <p>それと、先ほどから出ています、権利擁護センターにしないで成年後見センターにしたいというのは、何か理由があるんですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>名称は現時点で仮称ということになります。</p>
<p>委員長</p>	<p>そうですね。新しい方向性に向いてくださいね、中核都市ですから。</p>
<p>委員</p>	<p>子どものことも気になるのでいいですか。成年後見といたら未成年後見というのもあるわけで、未成年後見の部分はここでは関与しないということになるのでしょうか。ということは、対象はあくまでも高齢者と障害という限定で、こういうセンターを立ち上げようということなんですか。</p>
<p>委員長</p>	<p>その点はもうすでに指摘はしてまして、文書の中に、どこかに入</p>

	<p>れると聞いています。</p>
委員	<p>もう1点、24 ページにある広報ということなんですけれども、後見人の人たちも少なくなってきた。そしてまた市民が支えていくということで広報していく。この制度を知らせていくということですけど、対象と考えていらっしゃる市民というのはどういった方を考えていますか。</p>
事務局	<p>市民の中には、一般市民の方と、もちろん支援が必要なご本人の方やその親族の方、いわゆる当事者にあたる方も含めて市民という表現にしておりますが、当事者も含むことが分かる表現に修正をする予定で、いま事務局の方で表現等を考えております。</p>
委員	<p>この制度を広く知らしめて啓発をしていこうとすると、いまの未成年の方々、子どもたちが十分に理解をすれば、その人たちが大人になったときにこの制度を支えていくということがあるので、子どもたちにとっても分かりやすい制度利用のパンフレットをつくるなりして、広く知らしめることが、この制度を活発にしていくことにもつながってくると思うので、そのあたりもちょっと入れていただければと思います。</p>
事務局	<p>確認、検討させていただきます。</p>
委員長	<p>いまヤングケアラーの問題が大きな問題になっていて、高校生とか若い人が高齢や障害の家族をどうしていったらいいか悩んでいるわけですね。そういうことを考えたときに、ちゃんと広報できるようにしないと伝わらない。今おっしゃったのはそういうことですね。</p> <p>法的にどうしても子どものことは別になるのですが、最近の傾向でどの市もそうですが、こどもは別ということを書いておいていただいたほうがいいですね。</p>
委員	<p>市民後見人が現在枚方市で10人登録ということですが、結局利用されている方は0人ということで、今後増やしていこうというのであれば、なんで0人なのかと思いました。せっかく増やしても結局利用することがないんだったらあまり意味がないので、いまの現状でなぜ利用者がいないのかと、疑問に感じましたので質問させていただきました。</p>
事務局	<p>本市の市民後見人の利用状況はこれまで0件ですが、これまで</p>

	<p>まったく何も動きがなかったわけではなくて、過去に2回ほど裁判所から市民後見人の選任依頼が来まして、大阪府社協の方で実施される、市民後見人に受任させることが適切なケースかというのを協議する受任調整会議というものに諮らせていただいています。</p> <p>その受任調整会議というのは弁護士、司法書士、社会福祉士の専門職の方に入っていて、市民後見人が受任できるケースかどうかというのを確認するようなものです。</p> <p>実は平成30年度に一度、市民後見人が受任できるだろうということで受任が決定したケースがあったのですが、後見開始前にご本人がお亡くなりになりまして、受任につながらなかったというケースが1件ございます。それと、今年度の6月にも家庭裁判所から市民後見人の推薦依頼が来まして、受任調整会議に諮らせていただいた案件がありましたが、ご本人の状況として、市民後見人に受任していただくにはいろいろな手続きが必要な方でしたので、専門職後見人の方が適任だろうという受任調整会議の結果になり、選任につながらなかったということがありました。そのような経過があつて、これまで受任は0件になっております。</p> <p>今年度に入りまして、高齢部門の方で市長申し立ての件数が例年より増えている状況でして、それに伴って市民後見人の受任の可能性が高まってきていますので、市民後見人の受任につながるような適切なケースの見極めというのを、市の方でもしていこうと考えているところです。</p>
<p>委員</p>	<p>質問ですが、障害者手帳の精神障害者保健福祉手帳ですが、認知症の方も受けておられますよね。</p> <p>認知症の方はどれくらい受けておられるのか分からないのかなというのが1点です。あとは、計画の中に、法人後見とって、一人でやるのではなく、NPOや法人の中の何人かで後見するというのが出ていたんですけど、これはなかなかいい制度じゃないかなと思うんですね。</p> <p>センターをつくったときに、そこへ登録してその中の人間が何人かで後見を持つというようなことは考えておられないのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>現時点で枚方市内で法人後見を実施しているのが枚方市社会福祉協議会だけになりますが、今後設置される（仮称）成年後見支援センターが法人後見を担うかどうかというのは、今後の検討次第にはなります。ただ、その成年後見支援センターが実施する事業や取り組みの中に、法人後見の支援が含まれますので、後見活動を行えるような法人やNPO団体を支援していくという取り組みも、セン</p>

	<p>ターで実施することになります。</p>
委員長	<p>他の法人も、社会福祉法人の高齢者施設やら、障害者施設を持っている大きな法人があるとしたら、そこも法人後見していただける能力はありますよね、力はね。そういうところの開拓というのは中核機関がされるんですね。</p>
事務局	<p>そうですね、後見活動ができる法人を増やしていくという取り組みも中核機関の取り組みの一つと考えております。</p>
委員長	<p>ということでございます。中核機関は大変でございます。本当は行政がやらないといけないことを委託するということになりますので、かなりの権限とお力を持っている人たちが集まる機関ということになりますから。</p>
委員	<p>この話を進めてきている中で、成年後見というよりは権利擁護というところの話がかなり出ていたと思うんですね。成年後見というのはどこか私も引っ掛かるというか、先入観も含めてイメージがあります。</p> <p>それだけではなくて、いろいろな人たちの権利を守るための一つの拠点みたいなものを考えていった方がいいという論議があったと思うんですね。その辺がほとんどないということと、中核機関をつくりますと決めて、行政のどこかでとか、社協のどこかでというふうに決まってしまうと、何をしてきたのかなという感じもするので、この議論を基にいろいろなことを検討していけるような場が広がっていかないと、いろいろやったけれども結局は、あそこにああいうものができたみたいとなってしまうたら、何だろうという気はちょっとします。中核機関のイメージがあまりにも見えない。その辺をもう少し、時間はかかるかもしれないけど深めないといけないんじゃないかなと思います。</p>
委員長	<p>という意見が大勢でございます。とにかくコロナ禍でこの審議会が開かれたのが遅いから、私としてはずらしてほしいと申し上げましたが、3月までにはきちっと答申をしないとイケない。</p> <p>他の市は、この危機的状況だから6カ月ずらしたりしている市もあります。審議会も開けなかったということもありまして。ですから、それもできないとした場合には、この中核機関に関しては4月から委託するなんて考えておられないと思いますけれども、ちょっと準備された方がよろしいかと、あえて会長として申し上げておきます。どこが受けるかは別として受けた方も大変ですので。</p>

<p>委員</p>	<p>それから、ネットワークの図も委員が言っておられるように、障害者であれ、高齢者であれ、一つでいいと思います。</p> <p>専門職に見せるといろいろ出てくると思うんです。パブリックコメントで聞いて、1月にかなり文章を変えないといけないのではないかと思います。</p> <p>中核機関の問題をそういうふうと考えておられるということでしたら、今の段階で、会長として預かって調整しますとは言えません。微調整で済むかどうかというのは分からないですね。</p> <p>中核機関は、準備段階がすごく大事で、例えば障害と高齢の支援者が本当に本音で話す場というのはどこにあるんだろうとか。でも、いろいろな立場の人が権利擁護ではつながれるんです。その準備をする段階で、足固めというか、そういうことがすごく意味があると思うんです。</p> <p>それは行政の中で優秀な方たちが決めて、どこかに委託というよりは手間がかかりますが、動きだしてから、あのネットワークを使えるとか、顔を見てつながっていたことが、その半年や1年の準備はすごく大事だったんです。なので、本当にいいものをつくるんだったら、率直にこういう機能がいい、それは要らないとか、結論は出ないかもしれないけど話し合う場は必要だと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>中核機関の役割は非常に重要だなというのは認識できて、具体的にどうするかたちでやるかというのは、ある程度絵がないと議論の対象にならないなと思っています。</p> <p>僕が現場で非常に感じているのは、障害、高齢、子どももいたり、虐待があったり、数々の問題があって、相談機関の縦割り化みたいなことがよく課題になっています。</p> <p>例えば、その問題はここに言ったらこういう調整がされるだろうという、権利擁護を主体とした機関であるべきというか、それが一つのキーワードになれば、その縦割り化が少しつながっていくのかなというイメージがあります。</p> <p>自分の中の一番の課題はそれで、たくさんあるけど誰もよくつながっていない、現場ではよく知っているけど仕組みとして機能しない、ということなので、少し形としてつくってあげればなという気がします。</p>
<p>委員長</p>	<p>というご意見です。必要な調整などはたぶん水面下で、もうおやりになっていらっしゃるんだろうとは思いますが、そういうのも大丈夫ですと言っていたかかないと、ちょっと不安ですよ。</p> <p>あと10分ぐらいになりましたのでまとめに入らないといけないん</p>

	<p>ですが、会長としてちょっと反省をしております。段取りをちゃんと確認しないままです。ほかにご意見ありますか。</p>
委員	<p>中核機関の中でどこが受けられるかはまだ定かではないですが、四つの機能の中の成年後見制度利用促進の担い手の育成、活動の促進というのがありますが、これはどこの方がするのか、中核機関の方がするのか、専門的な育成される人材がおられるのかどうか。そこが一つ疑問に思いました。</p>
委員長	<p>育成のときにはいろいろな方を講師にお呼びしたり、方法はいろいろできると思いますが、そういうことを考えるのはこの中核機関だということになると思います。</p>
事務局	<p>委員長がおっしゃっていただいているとおり、中核機関で実施する取り組みになります。その中核機関を市直営または委託で実施することになっておりますので、どちらにしても実施主体は市にはなりますが、実際の取り組みとしては、設置される中核機関で行っていくというものになります。</p>
委員長	<p>そしたら来年の予算でも進んでいるわけですね。ですから、行政としては来年からやると。時期は少しずれるかも分からないけどという状況ですね。</p>
事務局	<p>そうですね、予算については一定、積算の方はさせていただいているところでございます。</p>
委員長	<p>そういう状況の中で、よりよいものを最後作りたいので、修正していただいて、審議会としては答申として渡さないといけません。譲れないことは、センターの名前を、成年後見センターをやめて権利擁護支援センターにすること。権利擁護支援センターが望ましいというのが大半の意見と考えてよろしいですか。</p>
委員	<p>23 ページのところに「権利擁護に係る相談窓口を集約化」「権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築」「権利擁護支援の必要な人の発見」と書かれていますので、良いと思います。</p>
委員長	<p>はい。書かれていますので、「枚方市権利擁護支援センター（仮称）」としていただきます。国がいま成年後見制度を利用促進しようと言っているから、その名前を使いたいという気持ちも分からないでもないですけども、新しさを出すには、枚方のこれまでの実</p>

	<p>績を踏まえますと権利擁護センターにするのが妥当だと、審議会としては思います。</p> <p>計画の中身に関してはご意見をいただきながら、今日事例の発表でいただいた、本人の意向をきっちり大事にする、意思決定の問題。それから、専門職との信頼関係、あるいはチームのこと、そのあたりですね。担い手の確保という言葉がありましたけど、私は補佐人であれ、後見人であれ、資質の向上を当事者と共にやるというような言葉を入れてくださいとお願いはしてあるんです。専門職に失礼かもしれませんが、みんなが資質向上していくのは当たり前ですので、そこを入れていただきたいと思います。入れてほしいことはそれでよろしいですか。</p>
事務局	<p>事務局からお伝えしたいことがございます。本日ご欠席になられている委員からこちら、表紙のサブタイトルについて、「権利と利益を守り、誰もが自分らしく」の「誰もが」の後に「安心して」を入れ、「誰もが安心して自分らしく暮らすために」としていただきたいとご意見をいただいています。</p>
委員長	<p>よろしいですか。「安心して」が入ると、なおよろしいですね。</p> <p>それでは委員の方々、まだおっしゃりたいことがあるかと思いますが、事務局いつまででしたか。</p>
事務局	<p>ご意見の期限につきましては11月18日の水曜日になります。</p> <p>期限が短くて申し訳ございませんが、ご意見やお気づきの点は事務局にご連絡いただけたらと思います。</p> <p>それと、1点確認をさせていただきたいのですが、先ほど委員からのご意見で、サブタイトルに「安心して」を追加することを確認させていただきましたが、このサブタイトルは計画の基本理念から引用しているものになりますので、サブタイトルだけでなく、20ページに記載しております基本理念にも、「権利と利益を守り、誰もが安心して自分らしく暮らせるまち」というふうに、「安心して」を追加するよう修正させていただきますがよろしいでしょうか。</p>
委員長	<p>よろしいですね。</p> <p>それでは、今後の段取りを事務局からおっしゃってくださいませるか。</p>
事務局	<p>本日ご審議いただきました計画素案につきまして、審議会終了後にお気づきの点がございましたら、11月18日（水）までに事務局へご連絡をお願いいたします。</p>

	<p>また、本日の審議会終了後、ご意見等を踏まえ、事務局にて計画素案の修正をいたします。その後、12月1日～12月20日まで市民意見聴取を実施し、広くご意見をいただく予定です。</p> <p>市民からのご意見を受けて、事務局にて計画案を作成し、次回1月19日の社会福祉審議会において、計画案について審議いただき、その後答申をいただきたいと思いますと考えております。</p> <p>2月中に策定したいということですか。</p>
<p>委員長</p> <p>事務局</p>	<p>そうですね、今年度中の策定になりますが、こちらの方で計画策定にかかる事務処理もございますので、目途としましては1月末までに計画案を固めたいと考えております。</p>
<p>委員長</p>	<p>これは、案件が予算的なことに関係するから急いでおられるんですか。わりと他市の審議会は2月、3月までずれ込む場合がありますが、それはできないと解釈しておいた方がいいんですね。</p>
<p>事務局</p>	<p>2月中旬に市議会の市民福祉委員協議会でこの計画について報告する予定としておりまして、それで1月末には内容を固めたいと考えております。申し訳ありませんがよろしく願いいたします。</p>
<p>委員長</p>	<p>ということでございますので、審議会委員としても協力をしていものにすということをお願いしたいと思います。</p> <p>それでは閉会をいたしたいと思います。ありがとうございました。</p>